

大口町行政サービス等一覧

2024年6月1日時点

注意事項

- 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	パートナーの子の保護者として申請できる (住民票が同一住所の場合)	○			こども課 0587-94-1222
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	パートナーの子の保護者として申請できる (住民票が同一住所の場合)	○			こども課 0587-94-1222
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)に関する手続き	パートナーの子の保護者として申請できる (住民票が同一住所の場合)	○			こども課 0587-94-1222
未就学児童の一時預かり事業 に関する手続き	パートナーの子の保護者として申請できる	○			こども課 0587-94-1222
母子健康手帳の交付	パートナーの代わりに届出・受領ができる	○			こども課 0587-94-1222